

# 1 処方せんをもらったら

## 処 方 せ ん

ほとんどの処方せんには、(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)と表記されています。これは、処方せんをもらったら保険調剤のできる薬局へお持ちになり、調剤してもらって下さいということです。また、「保険薬局」はあなたの意思で選べます。

処方せんには、使用期限があります。特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内です。使用期限を過ぎた処方せんは、無効となりますのでご注意ください。

なお、処方せんによっては医療受給者証の提示や、療養の給付請求書の添付をする場合があります。

処方せん (この処方せんは、どの保険薬局でも有効です)										
公費負担者番号 (市町村番号)			公費負担医療・老人医療の受給者番号			保険者番号		保険診療・保険調剤手帳の記号・番号		交付年月日
氏名	生年月日	性別	住所	電話番号	保険医療機関の所在地及び名称	保険医氏名	処方せんの使用期間	調剤年月日	調剤薬局	公費負担者番号
区分	社会保険者	健康保険者	調剤年月日	調剤年月日	調剤年月日	調剤年月日	調剤年月日	調剤年月日	調剤年月日	調剤年月日
調剤年月日 平成 年 月 日 調剤薬局 公費負担者番号 公費負担医療の受給者番号 保険薬局の所在地及び名称 保険医氏名										

処方せんは、どの保険薬局でも有効ですが1つの薬局に決めておくことが大切です。

